

令和5年

第13回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

令和5年第13回教育委員会会議 議事録

1 期 日 令和5年8月3日 木曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後2時

4 閉 会 午後3時

5 出席者 教育長 安田 浩幸

委員 吉村 昌之

奥 真由美

松塚 智宏

6 説明のための出席者

教育次長 村田 詠吾

教育次長 和田 渉

総務課長 高島 知行

高校教育課長 藤澤 修

特別支援教育課長 熊谷 司

7 会議に付した事項

議案第34号 秋田県産業教育審議会委員の任命について

議案第35号 令和6年度秋田県立高等学校教科用図書の採択について

議案第36号 令和6年度秋田県立特別支援学校教科用図書の採択について

8 可決した事項

議案第34号 秋田県産業教育審議会委員の任命について

議案第35号 令和6年度秋田県立高等学校教科用図書の採択について

議案第36号 令和6年度秋田県立特別支援学校教科用図書の採択について

9 報告事項

(1) 令和6年度秋田県立中学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について

(2) 令和6年度秋田県公立高等学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について

10 会議の要旨

【安田教育長】

ただいまから、令和5年第13回教育委員会会議を開催いたします。

本日の議事録署名員は1番吉村委員と4番奥委員にお願いします。

2番大塚委員と3番伊勢委員は、欠席しております。

【安田教育長】

はじめに、議案第34号「秋田県産業教育審議会委員の任命について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

議案第34号「秋田県産業教育審議会委員の任命について」説明概要

- ・秋田県産業教育審議会委員の任期満了に伴い、後任の任命について県教育委員会の承認を得るもの。
- ・新任15名のうち7名が再任、8名が新任である。
- ・委員の任命については、産業教育振興法に基づき知事に意見聴取をし、異存なしと回答を受けている。
- ・秋田県産業教育審議会は、産業教育振興法及び条例に基づいて設置し、秋田市内の専門高校を会場に年1回開催している。

【安田教育長】

ただいまの説明について質疑等ございませんか。

【吉村委員】

産業経済分野の新任の3名はいずれも女性ですが、バランスを考えたのか、それとも偶然そうなったのでしょうか。

【高校教育課長】

県の審議会は知事部局も含めてかなりありまして、この産業教育審議会も含め、様々な審議会の委員を年2回公募しております。

今回は2名を公募する予定でしたが、さらに1名が退任されたため、3名を募集したところ、この3名に応募していただきました。男女のバランスというのは決めておらず、あくまでも公募で集まっていた方から選んでおります。

【松塚委員】

年代別で見ると30代の方もいらっしゃるということで、これからは想像以上に早く時代の変化が進んでいく時代になるので、最前線で実務をしていらっしゃる20代、30代の方が委員として入られるのは大変望ましいことではないかと思えます。

【安田教育長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第34号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第34号を原案どおり可決します。

次に、議案第35号「令和6年度秋田県立高等学校教科用図書の採択について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

議案第35号「令和6年度秋田県立高等学校教科用図書の採択について」説明概要

- ・ 県立高等学校で使用する教科用図書の採択については、設置者である県教育委員会が決定することとなっている。
- ・ 第一部は、平成30年文部科学省告示の学習指導要領に基づいて編集された文部科学省検定済み教科書である。
- ・ 第二部は、平成21年文部科学省告示の学習指導要領に基づいて編集された文部科学省検定済み教科書で、来年度の定時制課程及び通信制課程の4年生が使用するものである。
- ・ 5月下旬に組織した高等学校教科書調査研究委員会において、各教科用図書の内容等に関する調査研究資料を作成し、6月12日に各高校に配布するとともに、各校において教科書調査研究委員会を設置するよう指示している。
- ・ 各校の教科書調査研究委員会では、高校教育課から配付された調査研究資料、文部科学省発行の教科書目録及び各教科書会社から学校へ交付されている見本を参考に、自校の教育方針や生徒の実態等に即して、最も適切と思われる教科書を選定している。
- ・ 高校教育課内に設置されている高等学校教科書調査研究委員会では、各校から提出された報告書に記されている希望教科書とその選定理由、各校の教育課程表を照らし合わせて、その妥当性を審議し、必要に応じて指導助言を加えている。

【安田教育長】

ただいまの説明について質疑等ございませんか。

【吉村委員】

教科書調査研究委員会に携わっている先生方は、1か月でそれぞれ教科書を精査しているということで、文部科学省の検定に通っているとはいえ、それぞれの学校に合わせた形で教科書を採用されていると思いますので、本当に大変だろうと思います。

【松塚委員】

先ほど控え室で教科書を見せていただきましたが、例えば芸術の分野で、美術や音楽のほかに工芸という教科もあり、非常に珍しい教科が残ってるなど個人的には思いました。工芸や美術、音楽を各校で取り組む、取り組まないというのは、各学校のリクエストに応じて決めてるのでしょうか。工芸の教科書を見ると、日本が誇る技術をしっかり学べる内容になっているのですが、それを採択されてる学校は県内で2校のみとなっております。工芸や美術はものづくりにダイレクトに関連する教科ですが、一方で工業高校において工芸や美術を採用してる学校は1校もないようです。これは色々な事情があると思いますが、各学校によるこの選択について、何かルール等があるのでしょうか。

【高校教育課長】

第一部の資料の13ページに記載されていますが、角館高校では工芸の授業があります。角館高校は芸術系のコースがあり、そのコースで工芸の授業を選択できるようになっています。

例えば、工業高校などの専門高校の場合、専門学科のカリキュラム上、全ての芸術教科を選択できるようにするのは難しい状況です。

【松塚委員】

私がものづくり、建築に絡む人間ですので、どうしても技術系の工業高校のところに注目してしまいます。たしかに音楽を学ぶことも大事なのですが、やはりデザインというプロセスとしては美術は非常に大事な教科ですので、工業高校の中で美術を選択されている学校が少ないというのが意外でした。

【高校教育課長】

カリキュラム・マネジメントということで、工業高校であればものづくりを重視しているところですが、工業の科目だけでなく、芸術の科目も含めた全ての科目を通して、カリキュラム・マネジメントに努めるよう指導していきたいと思えます。

【奥委員】

以前、小・中学校の教科書について、画像が増えている、QRコードで読み取るなど、色々と変化してきているというのは見せていただきましたが、高校の教科書には、義務教育の教科書とは異なる特徴はあるのでしょうか。やはり、高校の教科書についても最近の時代に合わせた変化が導入されているのでしょうか。

また、出版社によっても色々な特徴があると思いますが、教科書はあくまでこちら側で選ぶだけなのでしょうか。出版社の方から、教科書の特徴についてプレゼンしてもらうような機会はあるのでしょうか。

【高校教育課長】

高校の教科書について、小・中学校との大きな違いは、専門科目がたくさんあって情報が多いということが一つ挙げられます。ただ、QRコードが掲載されていて端末でも見ることができる

など、小・中学校と同じように高校の教科書も変わってきています。

出版社からの情報発信につきましては、教科書会社のホームページに色々な情報が掲載されていますので、各高校の教科書委員会で確認しています。その内容や実際の教科書を見ながら検討しています。

【松塚委員】

教科の先生方から、この教科書がいいというようなリクエストもあるのでしょうか。

【高校教育課長】

例えば、第一部の新旧対照表の1ページに記載されている大館鳳鳴高校ですが、「現代の国語」が「数研」から「筑摩」に変更しています。1年間指導して、さらに教科の中でも審議して、この高校においては別の教科書が適してるのではないかとということで変更することはあります。特に、学習指導要領が新しくなり始めたときに変更が多くなることがあります。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第35号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第35号を原案どおり可決します。

次に、議案第36号「令和6年度秋田県立特別支援学校教科用図書の採択について」特別支援教育課長から説明をお願いします。

【特別支援教育課長】

議案第36号「令和6年度秋田県立特別支援学校教科用図書の採択について」説明概要

- ・ 県立特別支援学校の教科用図書は、設置者である県教育委員会が採択することとなっている。
- ・ 特別支援学校については、児童生徒の障害の種類や程度、発達段階等に即した教科用図書を採択することとしている。
- ・ (1) は、小・中学校等で使用している文部科学省検定済み教科書で、知的な障害のない視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の児童生徒が小・中学校等と同様の学習をする場合に使用

する。

- ・(2)は、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書で、視覚障害者用の点字版のほか、聴覚障害者用・知的障害者用がある。
- ・(3)は、学校教育法附則第九条で規定する教科用図書で、知的障害の程度が重く、(1)や(2)では内容を十分に理解することが難しい場合、絵本等を教科書として使用する。

【安田教育長】

ただいまの説明について質疑等ございませんか。

【松塚委員】

6ページの知的障害者用採択一覧で、学校によって採択されていないものがありますが、その教科書を使用する授業がそもそもないということなののでしょうか。

【特別支援教育課長】

こちらは知的障害の児童生徒が使用する教科書ではありますが、一人一人の実態も違いますので、児童生徒の目標に対して必要な教科用図書を選択しております。一般図書に適当なものがあれば、そちらを採択することもあります。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第36号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第36号を原案どおり可決します。

次に、報告事項「令和6年度秋田県立中学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

報告事項(1)「令和6年度秋田県立中学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について」説明概要

- ・出願期間は11月6日～9日、入学志願者検査日は12月23日である。
- ・実施要項説明会は3校とも9月12日に実施し、小学校教員を対象に各中学校の教頭が説明を行うほか、児童及び保護者を対象とした説明会についても9月中の実施を予定している。
- ・DX化を進めるため、令和6年入試から入学願書のワープロソフト等での作成を可能とした。

【安田教育長】

ただいまの説明について質疑等ございませんか。

【奥委員】

秋田南高校中等部は、中央地区にあるということで倍率が高いですが、県北の大館国際情報学院と県南の横手清陵学院は、定員割れしていて志願者がかなり少ない状況だと思います。できた当初はすごく人気も高かったですし、私もちょうど自分の子どもたちが受検するかしないかということで、説明会にも頻繁に行き、中高一貫の特徴などの情報を得ることができました。説明会で保護者が興味を持ったり、選択肢に入れたりということが時代としてもあったと思います。

今も色々と対策はされていると思いますが、地域の小学校に対して、中高一貫の特徴などの情報はどのくらい周知されているのでしょうか。

【高校教育課長】

各地域、特に県北・県南で子どもの数がかなり減ってきており、なかなか志願者が増えていかないという状況です。特に県北・県南の県立中学校につきましては、地域の小学校を回って中高一貫校としての特色を情報発信しているところではあります。今後は、県立中学校のこれまでの成果と課題をしっかりと整理して、県立中学校の在り方について話し合った上で、令和8年度から始まる第八次総合整備計画に反映させていくべきだと考えております。

【奥委員】

横手清陵学院も非常に良い学校ですので、生徒が集まってほしいと思います。

【安田教育長】

中高一貫の6年間で学力を伸ばし、難関大学に挑戦する生徒もいます。6年間学ぶことの良さを小学校にPRしていきたいと思います。

【奥委員】

あと、探究の授業にも特徴のある学校ですので、そういった点もPRできればいいと思います。

【松塚委員】

この前、秋田南高校の生徒の英語のスピーチを聞く機会がありました。非常に上手にお話されていて、これが南高校のブランドだな、こういった生徒を見て人が集まるのだろうなと納得しました。各学校の特色の認知がもっと進めば、同じように生徒が集まってくるのではないかと思います。

ます。

【安田教育長】

次に、報告事項（２）「令和６年度秋田県公立高等学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

報告事項（２）「令和６年度秋田県公立高等学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について」説明概要

- ・入学志願者検査日は、１次募集が令和６年３月５日、２次募集は３月１９日である。
- ・１次募集において特色選抜と一般選抜を実施し、欠員が生じた場合は２次募集を実施する。
- ・県外居住者の入学者数は、１次募集全体で各学科の募集定員の１０％を上限とする。
- ・男鹿海洋高校の海洋科と食品科学科においては、「地域みらい留学」に参加しているため、県外居住者の入学者数は、１次募集全体で各学科の募集定員の３０％を上限とする。
- ・特色選抜と一般選抜は併願が可能であり、全ての受検者が５教科の同一の学力検査を受ける。
- ・入学願書の様式は昨年度から大きな変更はないが、県立中学校と同様、ワープロソフト等での作成を可能とした。

【吉村委員】

特色選抜が去年から始まって、学校の魅力を発信していくことはすごくいいなと昨年の会議で言った記憶があります。ただ、子どもや保護者にはなかなか伝わってないのではないかと思います。学校の魅力というのは、なかなか子どもたちから見ることにはできないので、学校側・教育委員会側がどれだけ発信できるかが大事ではないかと思います。「秋田高校は頭がいい」というような、何となくのイメージで偏差値に合わせて学校を選んでいるところはあるので、各学校の特色をもっと押し出していただければ、子どもたちの選択肢や考える材料も増えてくるのではないかと思います。自分の進みたい道、やりたいことを見つけられるということが一番良いのかなと思います。

【高校教育課長】

特色選抜の倍率がなかなか上がらなかったことは、昨年度の大きな反省点であります。推薦入試を始めた当初も同じような傾向にありました。特色選抜については、中学生が自ら手を上げて積極的に志願してもらえるように、各中学校への情報発信に努めていきたいと考えております。

【吉村委員】

特色選抜の出願資格について記載されていますが、これは先生の判断なのでしょうか。中学校の先生がその生徒の実力を判断して、特色選抜はやめたほうが良いのではないかとすることもあられるのでしょうか。

【高校教育課長】

特色選抜につきましては、自己推薦の要素が強い選抜ですので、子どもたちが各高校の求める生徒像や配点基準を見て、自分も特色選抜を受けたいということであれば中学校側がそれに対して支援をしていくということになります。その点を中学校の校長先生はじめ教員が勘違いしないように、今年度はさらに説明をしていく必要があると思っています。

【吉村委員】

昨年、自分の子どもが受験生でしたが、2次募集も合わせて3回チャレンジできるチャンスがあると考えれば、みんな出願するだろうと思っていたので驚きました。

全て受ければいいというものでもないですが、自分がその学校に行きたいという思いがあって、チャレンジしたい子がしっかり受けられればいいなと思います。

【安田教育長】

予定された案件は以上ですが、他にございませんか。特になければ、以上で本日の会議を閉じます。お疲れ様でした。